議案第95号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成26年11月28日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例(昭和35年三田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

		占用物件	単位	占用]料(円)
法第3	電柱		1本につき1年	4,	3 2 0
2条第	電気事業者が電線を添架する電柱		1本につき1年	2,	8 8 0
1項第	又は電	話柱			
1号に	電話柱		1本につき1年	2,	2 3 2
掲げる	認定電	気通信事業者が通信線を添	1本につき1年	1,	4 8 8
工作物	架する	電柱又は電話柱			
	その他	の柱類	1本につき1年		1 8 0
	変圧塔	その他これに類するもの及	1基につき1年	4,	3 5 6
	び公衆	電話所			
	共架電	線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに		2 4
			つき1年		
	地下に	設ける電線その他の線類	長さ1メートルに		2 4
			つき1年		
	路上に	設ける変圧器	1基につき1年	1,	7 6 4
	地下に	設ける変圧器	占用面積1平方メ	1,	4 4 0
			ートルにつき1年		
	広 直径又は長辺1メートル、高		1基につき1月	3,	6 8 4
	告さ	4メートル未満のもの			
	塔直	冝径又は長辺1メートル、高	1基につき1月	7,	3 5 6
	3	54メートル以上のもの			
	送電塔		占用面積1平方メ	3,	6 0 0

			ートルにつき1年	
	郵便	[差出箱及び信書便差出箱	1基につき1年	1, 620
法第3	地	外径が 0.0 7メートル未満	長さ1メートルに	1 0 8
2条第	下	のもの	つき1年	
1項第	埋	外径が 0.07メートル以上	長さ1メートルに	1 4 4
2 号に	設	0.10メートル未満のもの	つき1年	
掲げる	物	外径が 0.10メートル以上	長さ1メートルに	2 1 6
物件		0.15メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.15メートル以上	長さ1メートルに	288
		0.20メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.20メートル以上	長さ1メートルに	4 3 2
		0.30メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.30メートル以上	長さ1メートルに	5 7 6
		0.40メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.40メートル以上	長さ1メートルに	1, 008
		0.70メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.70メートル以上	長さ1メートルに	1, 440
		1.00メートル未満のもの	つき1年	
		外径が1.00メートル以上	長さ1メートルに	2, 880
		のもの	つき1年	
	架	外径が 0.07メートル未満	長さ1メートルに	1 0 8
	空	のもの	つき1年	
	0)	外径が 0.07メートル以上	長さ1メートルに	1 4 4
	管	0.10メートル未満のもの	つき1年	
	類	外径が 0.10メートル以上	長さ1メートルに	2 1 6
		0.15メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.15メートル以上	長さ1メートルに	288
		0.20メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.20メートル以上	長さ1メートルに	4 3 2
		0.30メートル未満のもの	つき1年	

大名が 0.3 0 メートル以上 0.4 0 メートルに 0.4 0 メートル以上 0.7 0 メートル以上 0.7 0 メートル以上 1.0 0 の を 1 年	1			
外径が 0.4 0 メートル以上 しき 1 メートルに 1,008 のき 1 年		外径が 0.3 0メートル以上	長さ1メートルに	5 7 6
Parish		0.40メートル未満のもの	つき1年	
外径が0.70メートル以上 1.00メートル未満のもの 外径が1.00メートル以上 のもの 長さ1メートルに 長さ1メートルに つき1年 2,880 法第3 2条第 1項第 3号に 掲げる 施設 外径が0.05メ ートル未満のケーブル 占用面積1平方メ つき1年 72 法第3 2条第 1項第 4号に 掲げる 施設 小人につき1年 168 上空に設ける通路その他これらに類す 5号に 占用面積1平方メ ートルにつき1年 120 上空に設ける通路その他これに類 5号に 占用面積1平方メ ートルにつき1年 2,952 上空に設ける通路その他これに類 5号に 占用面積1平方メ ートルにつき1年 2,952 上空に設ける通路その他これに類 5号に 占用面積1平方メ ートルにつき1年 2,952 上空に設ける通路その他これに類 5号に 占用面積1平方メ ートルにつき1年 2,952		外径が 0.40メートル以上	長さ1メートルに	1, 008
1.00メートル未満のもの つき1年 2,880		0.70メートル未満のもの	つき1年	
外径が1.00メートル以上 長さ1メートルに 2,880 つもの つき1年 3,600 一トルにつき1年 地下埋設管へ 外径が0.05メ 長さ1メートルに 72 つき1年 72 つき1年 72 つき1年 72 1月間積1平方メ 3,600 1月間第 3号に		外径が 0.70メートル以上	長さ1メートルに	1, 440
のもの		1.00メートル未満のもの	つき1年	
マンホールその他これに類するも 占用面積1平方メ 3,600 で		外径が1.00メートル以上	長さ1メートルに	2,880
の		0 6 0	つき1年	
地下埋設管へ 外径が0.05 メ 長さ1メートルに 72		マンホールその他これに類するも	占用面積1平方メ	3,600
次の共同収容物 ートル未満のケープル つき1年 法第3 軌道その他これに類するもの 占用面積1平方メ ートルにつき1年 1項第 3号に 掲げる 施設 占用面積1平方メ ートルにつき1年 1項第 日よけ、雨よけその他これらに類す 占用面積1平方メ ートルにつき1年 120 ートルにつき1月 掲げる 施設 上空に設ける通路その他これに類 占用面積1平方メ ートルにつき1年 1項第 上空に設ける通路その他これに類 占用面積1平方メ っトルにつき1年 2,952 ートルにつき1年 5号に するもの ートルにつき1年		\mathcal{O}	ートルにつき1年	
大第3		地下埋設管へ 外径が 0.05メ	長さ1メートルに	7 2
法第3軌道その他これに類するもの占用面積1平方メ ートルにつき1年3,6001項第 3号に 掲げる 施設占用面積1平方メ ートルにつき1年1682条第占用面積1平方メ ートルにつき1年1204号に 掲げる 施設占用面積1平方メ ートルにつき1月1204号に 掲げる 施設占用面積1平方メ ートルにつき1月2,9522条第あものートルにつき1年1項第 1項第 上空に設ける通路その他これに類 ・方もの占用面積1平方メ ートルにつき1年2,9525号に するものートルにつき1年		の共同収容物 ートル未満のケー	つき1年	
2条第 1 項第 3 号に 掲げる 施設一トルにつき1年法第3 2条第アーケード 		ブル		
1 項第 3 号に 掲げる 施設 占用面積1平方メ 168 2条第 一トルにつき1年 1 項第 日よけ、雨よけその他これらに類す 占用面積1平方メ 3 もの 1 2 0 ートルにつき1月 掲げる 施設 上下室、地下街その他これらに類す 占用面積1平方メ 2,952 2条第 るもの 1 項第 上空に設ける通路その他これに類 占用面積1平方メ 5号に するもの ートルにつき1年 2,952 5号に するもの ートルにつき1年 ートルにつき1年	法第3	軌道その他これに類するもの	占用面積1平方メ	3,600
3号に 掲げる 施設占用面積1平方メ 一トルにつき1年168 168 ートルにつき1年1項第 4号に 掲げる 施設日よけ、雨よけその他これらに類す るもの占用面積1平方メ ートルにつき1月120 ートルにつき1月接第3 2条第 	2条第		ートルにつき1年	
掲げる 施設	1項第			
施設占用面積1平方メ 1682条第占用面積1平方メ ートルにつき1年1項第 4号に 3もの占用面積1平方メ ートルにつき1月掲げる 施設一トルにつき1月法第3 2条第地下室、地下街その他これらに類す ートルにつき1年1項第 5号に するもの上空に設ける通路その他これに類 ートルにつき1年1項第 5号に するもの上中ルにつき1年	3号に			
法第3アーケード占用面積1平方メ ートルにつき1年168 ートルにつき1年1項第日よけ、雨よけその他これらに類す るもの占用面積1平方メ ートルにつき1月120掲げる 施設上室、地下街その他これらに類す ートルにつき1年占用面積1平方メ ートルにつき1年2,9522条第るものートルにつき1年1項第上空に設ける通路その他これに類 ・方号に占用面積1平方メ ートルにつき1年2,9525号にするものートルにつき1年	掲げる			
2条第ートルにつき1年1項第日よけ、雨よけその他これらに類す 占用面積1平方メ つトルにつき1月120掲げる 施設上等、地下街その他これらに類す 占用面積1平方メ 2,9522条第るもの つトルにつき1年1項第上空に設ける通路その他これに類 占用面積1平方メ 2,9525号に するもの つトルにつき1年	施設			
1項第日よけ、雨よけその他これらに類す 4号に るもの 施設占用面積1平方メ ートルにつき1月120接第3地下室、地下街その他これらに類す るもの ートルにつき1年占用面積1平方メ ートルにつき1年2,9521項第上空に設ける通路その他これに類 ・方号に占用面積1平方メ ・トルにつき1年2,9525号にするものートルにつき1年	法第3	アーケード	占用面積1平方メ	1 6 8
4号に 掲げる 施設るものートルにつき1月法第3地下室、地下街その他これらに類す 3占用面積1平方メ 42,952 2,952 1ートルにつき1年1項第 5号に 5号に 4つもの上空に設ける通路その他これに類 4日面積1平方メ 1ートルにつき1年2,952 2,952 1ートルにつき1年	2条第		ートルにつき1年	
掲げる 施設	1項第	日よけ、雨よけその他これらに類す	占用面積1平方メ	1 2 0
施設地下室、地下街その他これらに類す占用面積1平方メ2,9522条第 るものートルにつき1年1項第 上空に設ける通路その他これに類占用面積1平方メ2,9525号にするものートルにつき1年	4号に	るもの	ートルにつき 1 月	
法第3地下室、地下街その他これらに類す占用面積1平方メ2,9522条第るものートルにつき1年1項第上空に設ける通路その他これに類占用面積1平方メ2,9525号にするものートルにつき1年	掲げる			
2条第るものートルにつき1年1項第上空に設ける通路その他これに類占用面積1平方メ2,9525号にするものートルにつき1年	施設			
1 項第上空に設ける通路その他これに類占用面積1平方メ2,9525 号にするものートルにつき1年	法第3	地下室、地下街その他これらに類す	占用面積1平方メ	2, 952
5号に するもの ートルにつき1年	2条第	るもの	ートルにつき1年	
	1項第	上空に設ける通路その他これに類	占用面積1平方メ	2, 952
掲げる 道路(地上)に接する通路その他こ 占用面積1平方メ 4,284	5号に	するもの	ートルにつき1年	
	掲げる	道路(地上)に接する通路その他こ	占用面積1平方メ	4, 284

地下	に設ける通路その他は			
	地下に設ける通路その他これに類		占用面積1平方メ	2, 952
するもの		ートルにつき1年		
露店	、商品置場その他これは	らに類す	占用面積1平方メ	6 2 4
るも	Ø		ートルにつき1月	
広	官公署の宣伝併用の	もの及び	表示面積1平方メ	1 7 6
告	突出看板		ートルにつき 1 月	
看	その他のもの		表示面積1平方メ	3 5 6
板			ートルにつき 1 月	
類	電柱等既設占用物件は	こ添架の	1枚につき1月	2 5 2
	もの			
	電柱等既設占用物件は	こ巻付け	1枚につき1月	1 3 2
	のもの			
乗合	自動車停留所標識		1本につき1年	2, 340
標柱	及び標識類		1本につき1月	3 0 0
ア	上空のみ占用のもの		1 基につき 1 月	1, 236
_	柱の直径又は長辺が	0.20	1 基につき 1 月	2, 460
チ	メートル未満のもの			
•	柱の直径又は長辺が	0.20	1 基につき 1 月	3, 924
	メートル以上のもの			
太陽	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メ	3, 600
		ートルにつき1年		
工事用仮囲、足場及び工 路面占		占用面積1平方メ	6 2 4	
事用材料置場並びに落下 用物件		ートルにつき1月		
防止柵その他これらに類 上空占		占用面積1平方メ	2 5 2	
する	もの	用物件	ートルにつき1月	
	る 広告看板類 乗標アーチ 太 工事防も	広 宇 子 を	広 官公署の宣伝併用のもの及び 突出看板 その他のもの 福柱等既設占用物件に添架の もの 電柱等既設占用物件に巻付け のもの 電柱等既設占用物件に巻付け のもの 程等既設占用物件に巻付け のもの セクートル は の 直径又は長辺が 0 . 2 0 メートル以上のもの セクートル以上のもの オートル以上のもの 大路光発電設備及び風力発電設備 エ事用仮囲、足場及びエ 路面占 用物件 防止柵その他これらに類 上空占	広 官公署の宣伝併用のもの及び 表示面積1平方メートルにつき1月 表示面積1平方メートルにつき1月 表示面積1平方メートルにつき1月 種柱等既設占用物件に添架の 1枚につき1月 1枚につき1月 のもの 電柱等既設占用物件に巻付け 1枚につき1月 のもの 電柱等既設占用物件に巻付け 1枚につき1月 上空のみ占用のもの 1基につき1月 上空のみ占用のもの 1基につき1月 上空のみ占用のもの 1基につき1月 大トル未満のもの 柱の直径又は長辺が0.20 1基につき1月 メートル以上のもの 大陽光発電設備及び風力発電設備 占用面積1平方メートルにつき1年 エ事用仮囲、足場及びエ 路面占 占用面積1平方メートルにつき1年 エ事用が料置場並びに落下 防止柵その他これらに類 上空占 占用面積1平方メートルにつき1月 大空占 占用面積1平方メートルにつき1月 上空占 占用面積1平方メートルにつき1月

	広告併用街灯	1本につき1年	1, 044
	車輪止め装置その他の器具	占用面積1平方メ	4, 452
		ートルにつき1年	
その他の	りもの	占用面積1平方メ	624円以
		ートルにつき1月	内でその都
			度市長が定
			める額

備考

- 1 電気事業者とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項 第10号に規定する電気事業者をいう。
- 2 認定電気通信事業者とは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第 120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話 柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 車輪止め装置その他の器具とは、道路法施行令(昭和27年政令第479 号)第7条第12号に掲げる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車 させるため必要な車輪止め装置その他の器具をいう。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の道路占用料徴収条例の規定により占用の許可を受けている者の平成27年3月31日までの期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の道路占用料徴収条例別表の規定にかかわらず、次の各 号に掲げる期間に係る占用料の額については、当該各号に規定する表に定める額 とする。
 - (1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで 付則別表第1
 - (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 付則別表第2
 - (3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 付則別表第3

(三田市法定外公共物管理条例の一部改正)

4 三田市法定外公共物管理条例(平成16年三田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「別表第1及び別表第2に」を「使用料にあっては道路占用料 徴収条例(昭和35年三田市条例第14号)に、産出物採取料にあっては別表に、 それぞれ」に改め、同条第3項中「(昭和35年三田市条例第14号)」を削る。

第8条中「別表第1及び別表第2の」を削る。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

付則別表第1(付則第3項関係)

		占用物件	単位	占用料(円)
法第3	電柱		1本につき1年	3, 408
2条第	電気事業者が電線を添架する電柱		1本につき1年	1, 728
1項第	又は	電話柱		
1号に	電話	柱	1本につき1年	1, 980
掲げる	認定	電気通信事業者が通信線を添	1本につき1年	1, 488
工作物	架す	る電柱又は電話柱		
	その	他の柱類	1本につき1年	1 4 4
	変圧	塔その他これに類するもの及	1基につき1年	3, 048
	び公	衆電話所		
	共架	電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに	2 4
			つき1年	
	地下	に設ける電線その他の線類	長さ1メートルに	1 2
			つき1年	
	路上	に設ける変圧器	1基につき1年	1, 488
	地下	に設ける変圧器	占用面積1平方メ	1, 176
			ートルにつき1年	
	広	直径又は長辺1メートル、高	1基につき1月	3, 660
	告	さ4メートル未満のもの		
	塔	直径又は長辺1メートル、高	1基につき1月	7, 320
		さ4メートル以上のもの		

	送電	 塔	占用面積1平方メ	3, 600
			ートルにつき1年	
	郵便	差出箱及び信書便差出箱	1基につき1年	1, 284
法第3	地	外径が 0.0 7メートル未満	長さ1メートルに	1 0 8
2条第	下	のもの	つき1年	
1項第	埋	外径が 0.07メートル以上	長さ1メートルに	1 0 8
2 号に	設	0.10メートル未満のもの	つき1年	
掲げる	物	外径が0.10メートル以上	長さ1メートルに	1 6 8
物件		0.15メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.15メートル以上	長さ1メートルに	2 2 8
		0.20メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.20メートル以上	長さ1メートルに	4 3 2
		0.30メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.30メートル以上	長さ1メートルに	4 6 8
		0.40メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.40メートル以上	長さ1メートルに	1,008
		0.70メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.70メートル以上	長さ1メートルに	1, 176
		1.00メートル未満のもの	つき1年	
		外径が1.00メートル以上	長さ1メートルに	2, 364
		のもの	つき1年	
	架	外径が 0.0 7メートル未満	長さ1メートルに	1 0 8
	空	のもの	つき1年	
	\mathcal{O}	外径が0.07メートル以上	長さ1メートルに	1 0 8
	管	0.10メートル未満のもの	つき1年	
	類	外径が 0.10メートル以上	長さ1メートルに	1 6 8
		0.15メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.15メートル以上	長さ1メートルに	2 2 8
		0.20メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.20メートル以上	長さ1メートルに	4 3 2

		。 ま1万	
	0.30メートル未満のもの	つき1年	
	外径が 0.30メートル以上	長さ1メートルに	4 6 8
	0.40メートル未満のもの	つき1年	
	外径が0.40メートル以上	長さ1メートルに	1, 008
	0.70メートル未満のもの	つき1年	
	外径が 0.70メートル以上	長さ1メートルに	1, 176
	1.00メートル未満のもの	つき1年	
	外径が 1.00メートル以上	長さ1メートルに	2, 364
	のもの	つき1年	
	マンホールその他これに類するも	占用面積1平方メ	3, 600
	\mathcal{O}	ートルにつき1年	
	地下埋設管へ 外径が 0.05メ	長さ1メートルに	7 2
	の共同収容物 ートル未満のケー	つき1年	
	ブル		
法第3	軌道その他これに類するもの	占用面積1平方メ	3, 552
2条第		ートルにつき1年	
1項第			
3号に			
掲げる			
施設			
法第3	アーケード	占用面積1平方メ	1 6 8
2条第		ートルにつき1年	
1項第	日よけ、雨よけその他これらに類す	占用面積1平方メ	1 2 0
4号に	るもの	ートルにつき 1 月	
掲げる			
施設			
法第3	地下室、地下街その他これらに類す	占用面積1平方メ	2, 952
2条第	るもの	ートルにつき1年	
1 項第	上空に設ける通路その他これに類	占用面積1平方メ	2, 952
5号に	するもの	ートルにつき1年	
	-		

掲げる	道路(地上)に接する通路その他こ			占用面積1平方メ	3, 048
施設	れに類するもの		ートルにつき1年		
	地下に設ける通路その他これに類		占用面積1平方メ	2, 448	
	する	もの		ートルにつき1年	
法第3	露店	、商品置場その他これは	らに類す	占用面積1平方メ	6 2 4
2条第	るも	\mathcal{O}		ートルにつき1月	
1項第					
6 号に					
掲げる					
施設					
法第3	広	官公署の宣伝併用の	もの及び	表示面積1平方メ	1 7 6
2条第	告	突出看板		ートルにつき1月	
1項第	看	その他のもの		表示面積1平方メ	3 5 6
7号に	板			ートルにつき1月	
掲げる	類	電柱等既設占用物件は	こ添架の	1 枚につき 1 月	2 5 2
施設		もの			
		電柱等既設占用物件は	こ巻付け	1 枚につき 1 月	1 3 2
		のもの			
	乗合	·自動車停留所標識		1本につき1年	2, 340
	標柱	及び標識類		1本につき1月	2 0 4
	ア	上空のみ占用のもの		1 基につき 1 月	1, 236
	<u> </u>	柱の直径又は長辺が	0.20	1 基につき 1 月	2, 460
	チ	メートル未満のもの			
		柱の直径又は長辺が0.20		1 基につき 1 月	3,660
		メートル以上のもの			
	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メ	3, 600	
			ートルにつき1年		
	工事用仮囲、足場及び工 路面占		占用面積1平方メ	6 2 4	
	事用材料置場並びに落下 用物件		ートルにつき1月		
	防止	柵その他これらに類	上空占	占用面積1平方メ	2 5 2

	するもの	用物件	ートルにつき1月	
	広告併用街灯		1本につき1年	1, 044
	車輪止め装置その他の器具	:	占用面積1平方メ	4, 452
			ートルにつき1年	
その他の	りもの		占用面積1平方メ	624円以
			ートルにつき 1 月	内でその都
				度市長が定
				める額

付則別表第2(付則第3項関係)

		占用物件	単位	占用料(円)
法第3	電柱		1本につき1年	4,080
2条第	電気事業者が電線を添架する電柱		1本につき1年	2, 064
1項第	又は	電話柱		
1号に	電話	柱	1本につき1年	2, 232
掲げる	認定	電気通信事業者が通信線を添	1本につき1年	1, 488
工作物	架す	る電柱又は電話柱		
	その	他の柱類	1本につき1年	1 6 8
	変圧	塔その他これに類するもの及	1基につき1年	3, 648
	び公	衆電話所		
	共架	電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに	2 4
			つき1年	
	地下	に設ける電線その他の線類	長さ1メートルに	2 4
			つき1年	
	路上	に設ける変圧器	1基につき1年	1, 764
	地下	に設ける変圧器	占用面積1平方メ	1, 404
			ートルにつき1年	
	広	直径又は長辺1メートル、高	1基につき1月	3, 684
	告	さ4メートル未満のもの		
	塔	直径又は長辺1メートル、高	1基につき1月	7, 356
		さ4メートル以上のもの		

	送電		占用面積1平方メ	3, 600
		· ·-	ートルにつき1年	
	郵便		1基につき1年	1, 536
法第 3	地	外径が 0.0 7メートル未満	長さ1メートルに	1 0 8
2 条第	下	のもの	つき1年	
1項第	埋	外径が 0.0 7メートル以上	長さ1メートルに	1 2 0
2号に	設	0.10メートル未満のもの	つき1年	
掲げる	物	外径が 0.10メートル以上	長さ1メートルに	1 9 2
物件		0.15メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.15メートル以上	長さ1メートルに	2 6 4
		0.20メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.20メートル以上	長さ1メートルに	4 3 2
		0.30メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.30メートル以上	長さ1メートルに	5 5 2
		0.40メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.40メートル以上	長さ1メートルに	1,008
		0.70メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.70メートル以上	長さ1メートルに	1, 404
		1.00メートル未満のもの	つき1年	
		外径が1.00メートル以上	長さ1メートルに	2, 832
		のもの	つき1年	
	架	外径が 0.07メートル未満	長さ1メートルに	1 0 8
	空	のもの	つき1年	
	Ø	外径が 0.0 7メートル以上	長さ1メートルに	1 2 0
	管	0.10メートル未満のもの	つき1年	
	類	外径が 0.10メートル以上	長さ1メートルに	1 9 2
		0.15メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.15メートル以上	長さ1メートルに	264
		0.20メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.20メートル以上	長さ1メートルに	4 3 2

		- 2 - F	
	0.30メートル未満のもの	つき1年	
	外径が0.30メートル以上	長さ1メートルに	5 5 2
	0.40メートル未満のもの	つき1年	
	外径が0.40メートル以上	長さ1メートルに	1, 008
	0.70メートル未満のもの	つき1年	
	外径が 0.70メートル以上	長さ1メートルに	1, 404
	1.00メートル未満のもの	つき1年	
	外径が1.00メートル以上	長さ1メートルに	2, 832
	のもの	つき1年	
	マンホールその他これに類するも	占用面積1平方メ	3, 600
	\mathcal{O}	ートルにつき1年	
	地下埋設管へ 外径が 0.05メ	長さ1メートルに	7 2
	の共同収容物 ートル未満のケー	つき1年	
	ブル		
法第3	軌道その他これに類するもの	占用面積1平方メ	3, 600
2条第		ートルにつき1年	
1項第			
3号に			
掲げる			
施設			
法第3	アーケード	占用面積1平方メ	1 6 8
2条第		ートルにつき1年	
1 項第	日よけ、雨よけその他これらに類す	占用面積1平方メ	1 2 0
4号に	るもの	ートルにつき1月	
掲げる			
施設			
法第3	地下室、地下街その他これらに類す	占用面積1平方メ	2, 952
2条第	るもの	ートルにつき1年	
1 項第	<u>上空に設ける通路その他これに類</u>	占用面積1平方メ	2, 952
5号に	するもの	ートルにつき1年	
	-		

掲げる	道路(地上)に接する通路その他こ			占用面積1平方メ	3, 648
施設	れに類するもの			ートルにつき1年	
	地下に設ける通路その他これに類		占用面積1平方メ	2, 928	
	する	もの		ートルにつき1年	
法第3	露店	、商品置場その他これは	らに類す	占用面積1平方メ	6 2 4
2条第	るも	\mathcal{O}		ートルにつき1月	
1項第					
6 号に					
掲げる					
施設					
法第3	広	官公署の宣伝併用の	もの及び	表示面積1平方メ	1 7 6
2条第	告	突出看板		ートルにつき1月	
1項第	看	その他のもの		表示面積1平方メ	3 5 6
7号に	板			ートルにつき1月	
掲げる	類	電柱等既設占用物件は	こ添架の	1 枚につき 1 月	2 5 2
施設		60			
		電柱等既設占用物件に巻付け		1 枚につき 1 月	1 3 2
		のもの			
	乗合自動車停留所標識		1本につき1年	2, 340	
	標柱	及び標識類		1本につき1月	2 4 0
	ア	上空のみ占用のもの		1 基につき 1 月	1, 236
	_	柱の直径又は長辺が	0.20	1 基につき 1 月	2, 460
	チ	メートル未満のもの			
		柱の直径又は長辺が0.20		1 基につき 1 月	3, 924
		メートル以上のもの			
	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メ	3, 600	
			ートルにつき1年		
	工事用仮囲、足場及び工 路面占		占用面積1平方メ	6 2 4	
	事用材料置場並びに落下 用物件		ートルにつき1月		
	防止	柵その他これらに類	上空占	占用面積1平方メ	2 5 2

	するもの	用物件	ートルにつき1月	
	広告併用街灯		1本につき1年	1, 044
車輪止め装置その他の器具		-	占用面積1平方メ	4, 452
			ートルにつき1年	
その他の	りもの	占用面積1平方メ	6 2 4 円以	
			ートルにつき 1 月	内でその都
				度市長が定
				める額

付則別表第3(付則第3項関係)

占用物件		単位	占用料(円)	
法第3	電柱		1本につき1年	4, 320
2条第	電気	事業者が電線を添架する電柱	1本につき1年	2, 472
1項第	又は	電話柱		
1号に	電話	柱	1本につき1年	2, 232
掲げる	認定	電気通信事業者が通信線を添	1本につき1年	1, 488
工作物	架す	る電柱又は電話柱		
	その	他の柱類	1本につき1年	180
	変圧	塔その他これに類するもの及	1基につき1年	4, 356
	び公	衆電話所		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルに	2 4
			つき1年	
	地下	に設ける電線その他の線類	長さ1メートルに	2 4
			つき1年	
	路上	に設ける変圧器	1基につき1年	1, 764
	地下	に設ける変圧器	占用面積1平方メ	1, 440
			ートルにつき1年	
	広 直径又は長辺1メートル、高		1基につき1月	3, 684
	告	さ4メートル未満のもの		
	塔	直径又は長辺1メートル、高	1基につき1月	7, 356
		さ4メートル以上のもの		

	送電塔		占用面積1平方メ	3, 600
			ートルにつき1年	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1基につき1年	1,620
法第3	地	外径が 0.0 7メートル未満	長さ1メートルに	1 0 8
2条第	下	のもの	つき1年	
1項第	埋	外径が 0.07メートル以上	長さ1メートルに	1 4 4
2 号に	設	0.10メートル未満のもの	つき1年	
掲げる	物	外径が0.10メートル以上	長さ1メートルに	2 1 6
物件		0.15メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.15メートル以上	長さ1メートルに	288
		0.20メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.20メートル以上	長さ1メートルに	4 3 2
		0.30メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.30メートル以上	長さ1メートルに	5 7 6
		0.40メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.40メートル以上	長さ1メートルに	1,008
		0.70メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.70メートル以上	長さ1メートルに	1, 440
		1.00メートル未満のもの	つき1年	
		外径が1.00メートル以上	長さ1メートルに	2,880
		のもの	つき1年	
	架	外径が 0.07メートル未満	長さ1メートルに	1 0 8
	空	のもの	つき 1 年	
	0)	外径が 0.07メートル以上	長さ1メートルに	1 4 4
	管	0.10メートル未満のもの	つき1年	
	類	外径が 0.10メートル以上	長さ1メートルに	2 1 6
		0.15メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.15メートル以上	長さ1メートルに	288
		0.20メートル未満のもの	つき1年	
		外径が 0.20メートル以上	長さ1メートルに	4 3 2

		0 t 1 F	
	0.30メートル未満のもの	つき1年	
	外径が 0.30メートル以上	長さ1メートルに	5 7 6
	0.40メートル未満のもの	つき1年	
	外径が0.40メートル以上	長さ1メートルに	1, 008
	0.70メートル未満のもの	つき1年	
	外径が 0.70メートル以上	長さ1メートルに	1, 440
	1.00メートル未満のもの	つき1年	
	外径が1.00メートル以上	長さ1メートルに	2,880
	のもの	つき1年	
	マンホールその他これに類するも	占用面積1平方メ	3, 600
	\mathcal{O}	ートルにつき1年	
	地下埋設管へ 外径が 0.05メ	長さ1メートルに	7 2
	の共同収容物 ートル未満のケー	つき1年	
	ブル		
法第3	軌道その他これに類するもの	占用面積1平方メ	3, 600
2条第		ートルにつき1年	
1項第			
3号に			
掲げる			
施設			
法第3	アーケード	占用面積1平方メ	1 6 8
2条第		ートルにつき1年	
1 項第	日よけ、雨よけその他これらに類す	占用面積1平方メ	1 2 0
4号に	るもの	ートルにつき1月	
掲げる			
施設			
法第3	地下室、地下街その他これらに類す	占用面積1平方メ	2, 952
2条第	るもの	ートルにつき1年	
1 項第	<u>上空に設ける通路その他これに類</u>	占用面積1平方メ	2, 952
5号に	するもの	ートルにつき1年	
	-		

掲げる	道路(地上)に接する通路その他こ			占用面積1平方メ	4, 284
施設	れに類するもの			ートルにつき1年	
	地下に設ける通路その他これに類		占用面積1平方メ	2, 952	
	する	もの		ートルにつき1年	
法第3	露店	、商品置場その他これは	らに類す	占用面積1平方メ	6 2 4
2条第	るも	\mathcal{O}		ートルにつき1月	
1項第					
6 号に					
掲げる					
施設					
法第3	広	官公署の宣伝併用の	もの及び	表示面積1平方メ	1 7 6
2条第	告	突出看板		ートルにつき1月	
1項第	看	その他のもの		表示面積1平方メ	3 5 6
7号に	板			ートルにつき1月	
掲げる	類	電柱等既設占用物件は	こ添架の	1 枚につき 1 月	2 5 2
施設		6 <i>0</i>			
		電柱等既設占用物件に巻付け		1 枚につき 1 月	1 3 2
		のもの			
	乗合自動車停留所標識		1本につき1年	2, 340	
	標柱	及び標識類		1本につき1月	288
	ア	上空のみ占用のもの		1 基につき 1 月	1, 236
	<u> </u>	柱の直径又は長辺が	0.20	1 基につき 1 月	2, 460
	チ	メートル未満のもの			
		柱の直径又は長辺が0.20		1 基につき 1 月	3, 924
		メートル以上のもの			
	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メ	3, 600	
			ートルにつき1年		
	工事用仮囲、足場及び工 路面占		占用面積1平方メ	6 2 4	
	事用材料置場並びに落下 用物件		ートルにつき1月		
	防止	柵その他これらに類	上空占	占用面積1平方メ	2 5 2

	するもの	用物件	ートルにつき1月	
	広告併用街灯 車輪止め装置その他の器具		1本につき1年	1, 044
			占用面積1平方メ	4, 452
			ートルにつき1年	
その他のもの			占用面積1平方メ	624円以
			ートルにつき1月	内でその都
				度市長が定
				める額